

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車 厚二

TEL:06-946-8011

従業員持株会を使った事業承継対策

Q: 従業員持株会と優先株を使った対策とはどのようなものですか。

A: 同族会社の自社株評価は、株主の株式所有割合及び会社の規模によって評価方式が決まりますが、同族株主等の所有する自社株式の評価は、その会社の規模により類似業種比準方式、純資産価額方式、あるいはこれらの併用方式により行なわれます。一方、従業員については、例外的な評価方法により評価されるため、この評価方法の違いを利用して、従業員持株会制度により従業員に株式を取得させ、持株数を減らし、相続を容易にしようとする対策です。具体的には、オーナー所有の自社株を直接従業員に売却する方法で行ないます。

議決権が気になる場合は、従業員持株会に放出する株式を普通株式から議決権のない配当優先株に変えることができます。議決権のない配当優先株は、定款をもって発行済株式総数の3分の1以下であれば発行ができます。ただし、会社が所定の優先配当をしなかったときは、議決権が復活します。

★対策上の注意点

- ①分散するときは配当還元価額だけれど、オーナーが今度買い集めるときは類似業種比準方式、純資産価額方式、又はこれらの併用方式による価額であること
- ②従業員持株会規約に退職時に保有株式を持株会に売却する旨を規定しておくこと
- ③定款に譲渡制限の規定を設けておくこと
- ④売却価額の規定を設けておくこと



- ⑤配当をずっと続けていかなければならない
- ⑥株券は不発行にしておくこと
- ⑦後継者がなく将来M&Aを考えている会社には向かない